

屋外広告物に関する手続きのオンライン申請について

各務原市では、申請手続きの利便性向上・簡易化に伴い、令和 5 年 7 月から屋外広告物に関する手続きがオンライン申請可能(スマートフォン・PC 等)となりました。

また、手数料のお支払い方法について、令和 7 年 4 月よりクレジットカード決済が可能となりました。

■ オンライン申請可能な手続きについて

オンライン申請が可能な手続きは以下の通りです。

- ・ 屋外広告物許可申請(新規 ・ 更新 ・ 変更)
※支払方法:金融機関での納付書払い、またはクレジットカード決済
- ・ 屋外広告物除却届

■ オンライン申請で事前準備が必要な書類

1) 屋外広告物許可申請(新規 ・ 変更)

- ・ 各務原市屋外広告物許可申請書(様式)
申請書内の必要事項を全て記入してください。
ファイル提出の場合は PDF・Word での提出が可能です。
- ・ 板面デザインの分かる図面又は写真
写真提出の場合はjpg・jpeg・png での提出が可能です。
※申請書データは紙媒体の申請書を撮影した写真データでも問題ありません。ただし、明確に内容がわかるよう撮影してください。

2) 屋外広告物許可申請(更新)

【内容・板面に変更がない場合】

申請書データの提出が不要となります。下記URLまたはQRコードから申請フォームを開き、必要事項を入力の上、申請をお願いいたします。

【内容・板面に変更がある場合】

- ・ 各務原市屋外広告物更新申請書(様式)
郵送で届いた更新申請書の内容で変更がある箇所を赤字で修正してください。
ファイル提出の場合は PDF での提出が可能です。
- ・ 板面デザインの分かる図面又は写真(板面に追加または変更があった場合のみ)
写真提出の場合はjpg・jpeg・png での提出が可能です。
※申請書データは紙媒体の申請書を撮影した写真データでも問題ありません。ただし、明確に内容がわかるよう撮影してください。

3) 屋外広告物除却届

- ・ 除却届 (様式)
届出書内の必要事項を全て記入してください。
- ・ 除却したことがわかる現地写真
写真提出の場合はjpg・jpeg・png での提出が可能です。

裏面に続く

■ オンライン申請の流れ

1. 下記 URL 又は二次元コードから申請フォームを開く。

HPURL: <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1004842/1004910.html>



納付書払い専用
(新規・更新・変更)



クレジットカード払い専用
(新規・更新・変更)



除 却

※手数料免除の方はこちら
から申請してください

■ 「クレジットカード払い専用(新規・更新・変更)フォーム」のみ対象:

申請の前にメール認証が必要です。メール認証後、届いた URL より手続きにお進みください。

- 更新申請で内容に変更がない場合は、申請書データが不要となります。

- オンライン申請で提出する申請書データは紙媒体の申請書を撮影した写真データでも問題ありません。

2. 申請受付メールが届く。

- 修正等が必要な場合は、担当者が電話・メール等でご連絡する場合がございます。
- 除却届に関しては以上で手続きは終了です。
- 新規申請や板面変更に伴う手数料の変更があった場合、事前に金額等を確認させていただく場合がございます。

3. 手数料の納付。

- 納付書払いの場合

手数料納付書が郵送で届きます。納期限までに金融機関にてお支払いください。

- クレジットカード払いの場合

審査が完了後、メールにて金額確定のお知らせをします。金額をご確認の上、お支払の手続きをしてください。

4. 許可書等が郵送で届く。

- 許可書は大切に保管していただき、同封されている許可シールは看板の見えるところに貼付をお願いいたします。

【問合わせ先】 各務原市役所 建築指導課 住宅係 (窓口:市役所 5 階)
TEL : 058-383-7218 FAX : 058-383-6365
MAIL : keikan@city.kakamigahara.gifu.jp

